

いわき市復旧・復興建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する災害復旧工事等において、被災地域で不足する技術者、技能者等を広域的な観点から確保し建設工事の円滑な施工を確保するため、市内の建設企業が市内外の建設企業と共同し、工事ごとに結成される復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興JV」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 復興JVに発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、市長が指定する災害に係る一般競争入札により発注する災害復旧工事等であって、次の各号に掲げる建設工事の種類に応じ、1件当たりの設計金額がそれぞれ当該各号に定める金額未満のもの（いわき市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年2月22日制定）に定める高度な技術力が求められる建設工事を除く。）とする。

- (1) 土木一式工事 1億円
- (2) 建築一式工事 2億円
- (3) 電気工事 7,000万円
- (4) 管工事 7,000万円
- (5) 舗装工事 5,000万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外の建設工事 5,000万円

(構成員の数及び組合せ)

第3条 復興JVの構成員（以下「構成員」という。）の数は、2者又は3者とする。

- 2 構成員の組合せは、同程度の施工能力を有する者の組合せとし、うち1者以上は、市内に本店を有する者でなければならない。

(代表者)

第4条 復興JVの代表者（以下「代表者」という。）は、市内に本店を有する者とする。

- 2 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きいものとし、

代表者の決定は、構成員の協議によるものとする。

(出資割合)

第5条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。

2 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる復興JVの構成員数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以上とする。

(1) 2者 30パーセント

(2) 3者 20パーセント

(配置技術者)

第6条 対象工事の施工に当たり、全ての構成員に当該対象工事について監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものを配置することができるときは、当該監理技術者又は主任技術者を対象工事現場ごとに専任で配置するものとする。ただし、共同施工を行う場合であって、構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置するときは、他の構成員の配置する技術者は、兼任で配置できるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、復興JVの取扱いは、いわき市建設工事に係る共同企業体取扱要綱に規定する共同企業体の取扱いの例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から実施する。